

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第673号）

2023年8月11日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 国務院、消費の回復・拡大に向けた措置を公表

国務院弁公庁は2023年7月31日、国家発展改革委員会が策定した消費の回復・拡大に向けた措置を公表した。同措置は自動車や住宅、家電・電子製品、サービスなど幅広い分野の消費を促す方針を再確認しました。公表済みのものが多く含まれていますが、国務院（中央政府）は消費拡大に関する既存方針をまとめ、各地に着実に実行するよう求めるとしました。中央政府は今年の経済成長目標の達成を目指し、内需喚起や消費の押し上げなどを通じ景気の下支えに本腰を入れる構えです。

### ■ 直近の重要政策

#### 財政政策

- ✓ **小型零細企業及び個人事業者への更なる支援関連税制に関する公告**  
（財政部など、8/2）
- ✓ **小型零細企業への融資支援関連税制に関する財政部、税務総局の公告**  
（財政部など、8/3）
- ✓ **金融機関の小型零細企業向け貸付の利子所得の増値税免除政策に関する財政部、税務総局の公告**  
（財政部など、8/3）
- ✓ **農家、小型零細企業及び個人事業者向け融資保証の増値税政策の継続に関する財政部、税務総局の公告**  
（財政部など、8/3）
- ✓ **小規模増値税納付者の増値税減免政策に関する財政部、税務総局の公告**  
（財政部など、8/3）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国務院、消費の回復・拡大に向けた措置を公表

国務院弁公庁は 2023 年 7 月 31 日、国家発展改革委員会が策定した消費の回復・拡大に向けた措置<sup>1</sup>(以下、措置)を公表しました。措置には公表済みのものが多く含まれていますが、国務院(中央政府)は消費拡大に関する既存方針をまとめ、各地に着実に実行するよう求めるとしました。中央政府は今年の経済成長目標の達成を目指し、内需喚起や消費の押し上げなどを通じ景気の下支えに本腰を入れる構えです。措置は自動車や家電・電子製品などの消費促進策を示した上、住宅買い替え、飲食や文化・観光などサービス分野の消費と関連インフラの整備への支援などに関する内容も盛り込みました。この他、宿泊・飲食、文化・観光、スポーツ・健康、高齢者介護・育児、家事代行サービスなどに対する金融支援や模倣品取り締まりの強化、消費者信用システムの構築などにも言及しました。措置の主な内容については以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 措置の主な内容

項目	主な内容
自動車消費促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自動車購入制限の緩和（ナンバープレートの発給増）や地域を跨いだ中古車取引制限の撤廃を進める。</li> <li>➢ 自動車の買い替えを支援し、自動車金融サービスの強化や駐車場不足の解消などに取り組む。</li> <li>➢ 新エネルギー車に対する車両購入税の減免政策を継続する。新エネルギー車のインフラ整備を促す。</li> <li>➢ 住宅団地における公共充電設備に生活用電気料金を適用する。充電設備に時間帯別プランの導入を推進する。</li> </ul>
住宅購入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住宅買い替えなどの実需を支援し、不動産購入者に対する不動産引き渡しを確保する。</li> <li>➢ 都市部の老朽化した集合住宅や農村部の老朽住宅の改修と再築、立ち退きを進める。</li> </ul>
家電・電子製品の消費促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住宅のリフォーム消費を促し、スマート家電を普及させる。</li> <li>➢ 家電の買い替えを着実に展開し、廃家電のリサイクルを強化する。</li> <li>➢ ウェアラブル端末や VR（仮想現実）、超高精細テレビなどの次世代 IT 技術を活用した電子製品の消費を支援する。</li> </ul>
サービス消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各種イベントやキャンペーンの実施を通じ、飲食や文化・観光、スポーツなどのサービス分野の消費拡大に注力する。</li> <li>➢ 「栽培・養殖基地+セントラルキッチン+コールドチェーン物流+飲食店」といったビジネスモデルを育成し、調理済みレトルト惣菜市場のポテンシャルを掘り起こす。</li> <li>➢ 有休制度の着実な実施を通じ、柔軟に休暇を取得することで、混雑のピークを避けて休日を過ごすよう促す。観光地に入場料優遇策の導入などを奨励する他、観光クラスターの新設も進める。</li> <li>➢ インターネットを活用したオンライン診察を発展させる。今後は条件を満たすオンライン医療サービスを段階的に医療保険の適用対象に盛り込む。高齢者向けヘルスケア、介護、リハビリなどのサービスを開発する。</li> </ul>
農村部での消費促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 農村部におけるスマート家電やグリーン建材の販促活動を展開し、EC 及び物流システムの整備を後押しする。</li> <li>➢ 農産物の都市部への販売を進め、農村観光の発展に注力する。</li> </ul>

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202307/content\\_6895599.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202307/content_6895599.htm)

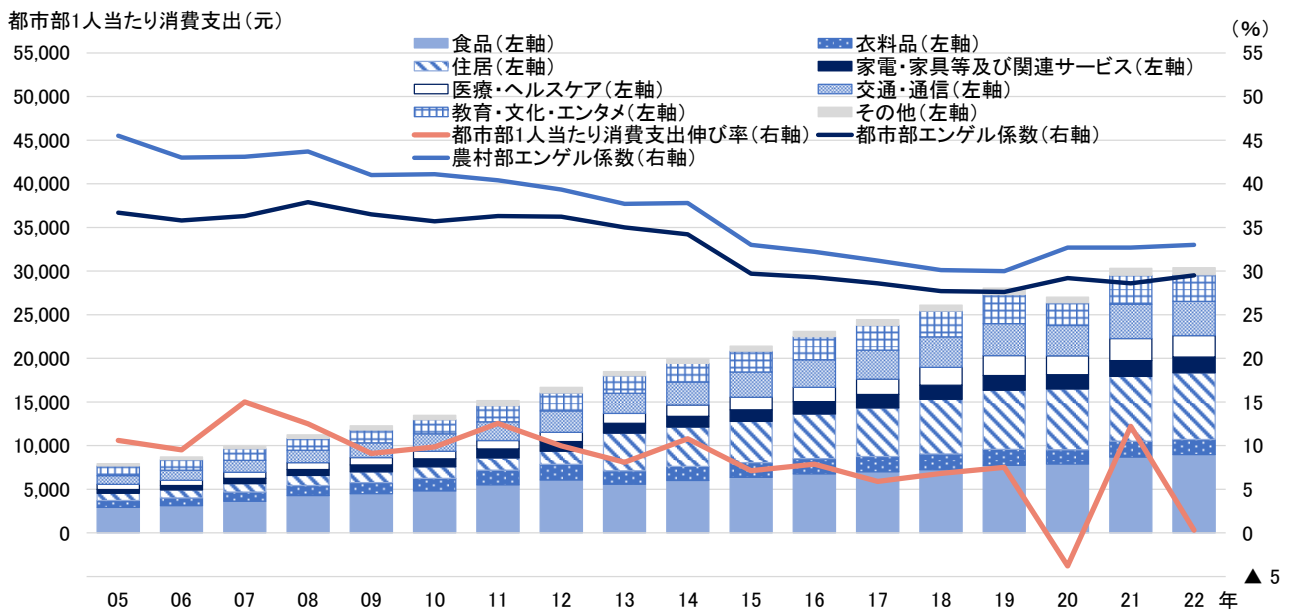
【図表1】措置の主な内容（続き）

項目	主な内容
新型消費の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 5G など次世代通信技術と融合し、従来型消費活動のデジタル化を加速させ、EC に加え、ライブコマースやオンラインエンタメなどのデジタル消費の健全な発展を促す。</li> <li>➢ グリーン製品の標準やマーク、認証システムの整備を進め、グリーン製品の消費を拡大する。</li> </ul>
消費関連インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域密着型サービスを拡充する他、産地と販売地におけるコールドチェーンの整備も推進する。</li> <li>➢ 消費関連インフラ施設の整備や設備更新などを支援し、条件を満たすプロジェクトを地方政府専項債（レベニュー債）の支援対象に盛り込む。消費関連インフラ施設による REIT（不動産投資信託）の発行を支持する。</li> </ul>

（措置に基づき、中国アドバイザー一部作成）

国家統計局のデータによると、22年の都市部1人当たり消費支出は前年比0.3%増の30,391元となり、新型コロナの影響を受けたにもかかわらず、総額及び各項目ははるうじて前年並みの水準を維持しました。また、22年のエンゲル係数について、都市部は29.5%、農村部は33.0%となりました。項目別都市部1人当たり消費支出とエンゲル係数の推移については図表2をご参照ください。1人当たり消費支出が総じて上昇傾向を辿っている一方、エンゲル係数が概ね低下基調にあることは見えます。中央政府は今回、ポストコロナに向けたサービス業の立て直しなどを念頭に置き、措置を打ち出してきました。最近、映画やライブ・イベントをはじめとする文化・観光市場は回復の兆しも現れています。これらを背景に、下半期に消費の潜在力がどれほど発揮されるのか、国内文化・観光などのサービス業がどの程度持ち直すのかは注目されています。

【図表2】項目別消費支出とエンゲル係数の推移



（国家統計局に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 財政政策

#### 小型零細企業及び個人事業者への更なる支援関連税制に関する公告

(原文：关于进一步支持小微企业和个体工商户发展有关税费政策的公告)

財政部 稅務總局公告 2023 年第 12 号

財政部など 2023 年 8 月 2 日公表

#### 【主要内容】

- 財政部は国家稅務總局と連名で、小型零細企業及び個人事業者に対する支援を強化するための優遇税制を公表し、『小型零細企業の「六税両費」減免政策の更なる実施に関する公告』（実施期間は22年1月1日～24年12月31日）と『小型零細企業及び個人事業者の所得稅優遇政策に関する公告』（実施期間は23年1月1日～24年12月31日）における一部規定を調整した他、実施期間を27年末までに延長するとした。
- 23年1月1日～27年12月31日、個人事業者の年間課稅所得が200萬元（従来は100萬元）以下の部分に対し、現行の優遇措置を適用した上、更に個人所得稅を半減する。
- 23年1月1日～27年12月31日、小規模増値稅納稅者、小型零細（薄利）企業及び個人事業者に対し、資源稅（水資源稅を含まず）、城市維持建設稅、不動產稅、城鎮土地使用稅、印紙稅（証券取引印紙稅を含まず）、耕地占用稅及び教育費附加・地方教育附加を半減する。従来はこれらの稅額の50%を上限に軽減することが可能であるとされた。
- 小規模増値稅納稅者、小型零細（薄利）企業及び個人事業者は既に資源稅、城市維持建設稅、不動產稅、城鎮土地使用稅、印紙稅、耕地占用稅及び教育費附加・地方教育附加に関するその他の優遇策を享受している場合、これらに加えて上記が定めた優遇策を同時に享受することが可能である。
- 小型零細（薄利）企業の年間課稅所得が100萬元以下の部分に対し、その25%を課稅金額とし、20%の企業所得稅（法人稅）率を適用する。これにより実質的な稅率は5%となる。この政策の実施期間は現行の24年末までから27年末までに延長する。
- ここでいう小型零細（薄利）企業とは、国が制限や禁止をしない業界において事業を行う、かつ①当年度の課稅所得が300萬元以下、②従業員数が300人以下、③總資産が5,000萬元以下という3つの条件すべてを満たす企業を指す。
- 従業員数の計算対象については、正社員のほか派遣社員も含まれる。従業員数と總資産の計算方法については、企業の各四半期の平均値をベースに算出する。
- 四半期の平均値 = (期初値 + 期末値) ÷ 2。
- 通年の各四半期の平均値 = 各四半期の平均値の合算 ÷ 4。
- 本公告が公表される前、納付した関連稅金はその後の納めるべき稅額から控除する、または納稅者に還付することが可能である。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802\\_3899800.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802_3899800.htm)

#### 小型零細企業への融資支援関連税制に関する財政部、稅務總局の公告

(原文：财政部 税务总局关于支持小微企业融资有关税收政策的公告)

財政部 稅務總局公告 2023 年第 13 号

財政部など 2023 年 8 月 3 日公表

#### 【主要内容】

- 財政部は国家稅務總局と連名で、小型零細企業の資金調達難や資金調達コストが高いといった課題を解消するため、同公告を公表した。
- 金融機関が受け取った小型企業、零細企業及び個人事業者向け小口ローン（与信枠もしくは融資金額が100萬元以下）の利子所得に対し、増値稅を免除する。
- 金融機関が小型企業、零細企業と締結した融資契約に対し、印紙稅を免除する。

- ここでいう小型企業、零細企業とは『中小企業分類標準規定』（工信部聯企業 [2011] 300号）<sup>2</sup>に定められた小型企業と零細企業を指す。
- 同公告は27年12月31日まで実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802\\_3899765.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802_3899765.htm)

### 金融機関の小型零細企業向け貸付の利子所得の増値税免除政策に関する財政部、税務総局の公告

（原文：財政部 税务总局关于金融机构小微企业贷款利息收入免征增值税政策的公告）

財政部 税務総局公告 2023 年第 16 号

財政部など 2023 年 8 月 3 日公表

#### 【主要内容】

- 財政部は国家税務総局と連名で、金融機関が受け取った小型企業、零細企業及び個人事業者向け小口融資（与信枠もしくは融資金額が1,000万元以下）の利子所得に対する増値税を免除する公告を公表した。適用対象となる利子所得は、LPR（ローンプライムレート）の1.5倍に対応する利子所得を上限とする。LPRの1.5倍を超えた部分に対し、現行規定に基づき増値税を課す。
- 金融機関は融資資金が小型企業、零細企業及び個人事業者に使用されることを確保するため、融資資金の流れをフォローしなければならない。
- 小型企業、零細企業及び個人事業者向け小口ローン（与信枠もしくは融資金額が100万元以下）の利子所得については、上記の『小型零細企業への融資支援関連税制に関する財政部、税務総局の公告』に基づき増値税を免除する。
- 同公告は27年12月31日まで実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802\\_3899738.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802_3899738.htm)

### 農家、小型零細企業及び個人事業者向け融資保証の増値税政策の継続に関する財政部、税務総局の公告

（原文：財政部 税务总局关于延续执行农户、小微企业和个体工商户融资担保增值税政策的公告）

財政部 税務総局公告 2023 年第 18 号

財政部など 2023 年 8 月 3 日公表

#### 【主要内容】

- 財政部は国家税務総局と連名で、農家、小型零細企業及び個人事業者向け融資の保証料に対する増値税の免除措置を27年末まで延長する公告を公表した。
- 納税者が農家、小型企業、零細企業及び個人事業者向け融資、債券に対し保証を提供することで受け取った保証料及び再保証料につき、増値税を免除する。
- 同公告は27年12月31日まで実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802\\_3899746.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802_3899746.htm)

### 小規模増値税納付者の増値税減免政策に関する財政部、税務総局の公告

（原文：財政部 税务总局关于增值税小规模纳税人减免增值税政策的公告）

財政部 税務総局公告 2023 年第 19 号

財政部など 2023 年 8 月 3 日公表

#### 【主要内容】

<sup>2</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://www.gov.cn/zwqk/2011-07/04/content\\_1898747.htm](https://www.gov.cn/zwqk/2011-07/04/content_1898747.htm)



- 財政部は国家税務総局と連名で、小型零細企業や個人事業者など小規模増値税納付者に対し、年末まで期限になった増値税の減免措置を27年末まで延長する公告を公表した。
- 月商10万元以下の小規模増値税納付者に対し、増値税を免除する。
- 小規模増値税納付者に対し、3%の税率を適用する売上高について、1%の税率で増値税を徴収する。3%の税率（仮）を適用する増値税前払い項目について、1%の税率（仮）で増値税を事前に徴収する。
- 同公告は27年12月31日まで実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802\\_3899759.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230802_3899759.htm)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。